

ロシア連邦大統領令

2026 年 3 月 25 日付ロシア連邦大統領令第 193 号「現金でのロシア連邦通貨および精錬金インゴットの
ロシア連邦からの持出しの特別な手順について」の改正について

1. 2026 年 3 月 25 日付ロシア連邦大統領令第 193 号「現金でのロシア連邦通貨および精錬金インゴットの
ロシア連邦からの持出しの特別な手順について」（ロシア連邦法令集、2026、No. 13、掲載番号 1627）に以
下の変更を加える：

a) 第 1 項を以下の版に変更する：

「1. ロシア連邦からユーラシア経済連合加盟諸国、アゼルバイジャン共和国、タジキスタン共和国およ
びウズベキスタン共和国への、現金でのロシア連邦通貨の持出しを、自然人については 100 万ルーブルを超
える額の場合、法人および個人事業主については金額の多寡にかかわらず、これを禁止することを定める。
ただし、以下の場合をのぞく：

a) 本項第 1 段落に示された通貨の持出しが、現金で持ち出されるロシア連邦通貨の全額についての、発
行元金融機関が定める手順によって証明された、当該の持出しを行う自然人、法人、個人事業主の銀行口座
（預金）からロシア連邦通貨を引き出されたことを証明する銀行取引明細書、またはロシア連邦政府が定め
るリストに記載されているその他の文書を得て、ロシア連邦政府が定めるロシア連邦の国際空港において空
港検問所を介しロシア連邦国境を越えて行われる場合：

b) 本項第 1 段落に示された通貨の持出しを、法人がロシア連邦の国外に発送地および仕向地がある国際
輸送の枠内において行う場合。ただし、当該通貨がロシア連邦に持ち込まれた事実の証明を条件とする；

c) 本項第 1 段落に示された通貨の持出しを、ロシア連邦の外交使節団、領事機関、国際（国家間、政府
間）機関におけるロシア連邦代表部、および連邦行政機関の在外機関の活動確保を目的として、ロシア連邦
外務省が発行した通知書にもとづいて行う場合。」；

b) 以下を内容とする第 1 項の 1 を追加する：

「1 の 1. 本令第 1 項が定める禁止措置に違反した場合、ロシア連邦からの持出しの対象となったロシア
連邦現金通貨は、自然人の場合は 100 万ルーブルを超える部分、法人および個人事業主の場合はその全額に
つき、これを差押えの対象とする。」；

c) 以下を内容とする第 4 項の 1 を追加する：

「4 の 1. ロシア連邦内務省、ロシア連邦保安庁および連邦税関局は、自らの権限の範囲内で、本令が実
施されるようはからうものとする。」。

2. ロシア連邦政府は、ロシア連邦中央銀行との間の合意のもとで、3 カ月以内に、本令にもとづいてロ
シア連邦から現金で持ち出されるロシア連邦通貨の記録管理手順を承認するものとする。

3. 本令はその署名の日を以て発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2026年 9 月29日

第706号